

リサイクル用前処理施設新設計画環境影響評価準備書について

本事業は、いわき市小名浜字渚地内等の工業専用地域約 42.2ha を対象事業実施区域とし、産業廃棄物処理施設（焼却施設）を設置するものである。

主要設備のロータリーキルン焼却熔融炉の処理能力は約 10.2t/h（混焼能力）であり、主に廃電子基板類やシュレッダーダスト等を焼却・熔融することで、銅精錬施設における銅精錬原料とするための前処理を行うことを計画している。

本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項等に対応すること。

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成にあたっては、調査地点の設定根拠や予測に使用した数値の算定根拠を具体的に示すとともに、必要に応じ説明内容に補足を加えること。また、可能な限り平易な言葉や図を用いると共に、専門用語についての説明の項を設けるなど、分かりやすい内容とするよう努めること。

併せて、環境影響評価図書を縦覧期間終了後もインターネットでの閲覧を可能にする等、住民等の利便性の向上及び情報公開に努めること。

- (2) 環境影響の評価にあたっては、事業計画を具体化したうえで、不確定な要素がある場合にはその内容を評価書に具体的に記載すること。また、影響予測や環境保全措置について、不確実性の程度が大きい場合には事後調査の実施を検討し、その結果を評価書に記載すること。

- (3) 事業内容を変更する必要が生じ、当該変更により環境へ影響を与えるおそれがある場合には、再度、環境への影響を予測、評価した上で、必要な環境保全措置を講じること。また、工事中又は供用開始後に、現段階で予測し得ない環境への影響が生じた場合には、適切な対策を講じること。

- (4) 対象事業実施区域の付近に住居が存在しており、より一層の環境影響を低減するため、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、利用可能な最良の技術の導入を検討するとともに、必要に応じて住民等に丁寧に説明すること。また、環境保全措置についての具体的な実施スケジュールを検討するとともに、排出ガス及び排出水の自主測定の結果の公表等を検討し、その結果を評価書に記載すること。

- (5) 環境影響評価に用いる各種資料及び法令等の基準値等、評価書の記載内容について十分に精査すること。

2 個別的事項

- (1) 大気質について

ア 排出ガスに対する環境保全措置について、設置する排ガス処理設備の構造及び規模を具体的に示すこと。

イ 大気質に係る砒素について、周辺地区において国の定める指針値を超過していることを踏まえ、既存施設からの寄与を明らかにした上で、既存施設を含めて実行可能な環境影響の回避低減策を検討すること。

ウ スラグ等の破砕に伴い、粉じんの発生が見込まれる場合には、必要な環境保全措置を検討すること。

(2) 騒音、振動、低周波音について

対象事業実施区域の付近に住居が存在していることを踏まえ、事業により発生する騒音の低減に取り組むこと。

(3) 悪臭について

悪臭に関する苦情が申し立てられた際は、特定悪臭物質及び臭気指数によるモニタリング調査の実施や悪臭防止対策に取り組むこと。

(4) 水環境について

ア 水環境に対する環境保全措置について、排水処理施設における管理項目や構造・規模を具体的に示すとともに、排水路が事業実施に伴う排水量の増加に十分対応できるものであることを示すこと。

イ 施設稼働時の水質（COD、全窒素全磷及び砒素）について、既存施設からの寄与を明らかにした上で、既存施設を含めて実行可能な環境影響の回避低減策を検討すること。

ウ 地下水の水質への環境影響を低減するため、土壤汚染対策法に基づく対応に限らず、必要な環境保全措置を検討すること。

(5) 温室効果ガス等

事業場で予定するカーボンニュートラルの取組及びそれによる二酸化炭素の削減見込み量について、評価書に記載すること。

3 その他

(1) 施設の稼働に伴い、飛灰等への放射性物質の濃縮が生じないか示すとともに、濃縮が生じた場合における処理方法を示すこと。

(2) 事業の実施にあたって必要となる他の法令・条例等の手続については、それらを所管する関係部局等に確認や協議を実施し、遺漏がないよう対応すること。